

# 令和3年

## 3月定例会提案議案概要

2月19日送付

### 48議案

- ・当初予算 10議案
- ・補正予算 9議案
- ・条例 23議案
- ・その他議案 6議案



予算関係

<p>【当初予算】 10 件</p> <p><u>議案第 1 号 令和 3 年度長浜市一般会計予算</u></p> <p><u>議案第 2 号 令和 3 年度長浜市国民健康保険特別会計予算</u></p> <p><u>議案第 3 号 令和 3 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）予算</u></p> <p><u>議案第 4 号 令和 3 年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計予算</u></p> <p><u>議案第 5 号 令和 3 年度長浜市介護保険特別会計予算</u></p> <p><u>議案第 6 号 令和 3 年度長浜市休日急患診療所特別会計予算</u></p> <p><u>議案第 7 号 令和 3 年度長浜市農業集落排水事業特別会計予算</u></p> <p><u>議案第 8 号 令和 3 年度長浜市病院事業会計予算</u></p> <p><u>議案第 9 号 令和 3 年度長浜市老人保健施設事業会計予算</u></p> <p><u>議案第 10 号 令和 3 年度長浜市公共下水道事業会計予算</u></p>
<p>【補正予算】 9 件</p> <p><u>議案第 11 号 令和 2 年度長浜市一般会計補正予算（第 12 号）</u></p> <p><u>議案第 12 号 令和 2 年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）</u></p> <p><u>議案第 13 号 令和 2 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 4 号）</u></p> <p><u>議案第 14 号 令和 2 年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）</u></p> <p><u>議案第 15 号 令和 2 年度長浜市休日急患診療所特別会計補正予算（第 2 号）</u></p> <p><u>議案第 16 号 令和 2 年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）</u></p> <p><u>議案第 17 号 令和 2 年度長浜市病院事業会計補正予算（第 4 号）</u></p> <p><u>議案第 18 号 令和 2 年度長浜市老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）</u></p> <p><u>議案第 19 号 令和 2 年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）</u></p>

条例関係

所管課	内 容
総務課	<p><u>議案第 20 号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について</u></p> <p>地方自治法等の一部を改正する法律の施行により、地方自治法が改正されたことに伴い、同法を引用する複数の本市条例で生じた条ずれを整理するため、新たに条例を制定するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>次の条例において引用する法律条項の改正</p> <p>(1) 長浜市病院事業の設置等に関する条例</p> <p>(2) 長浜市介護老人保健施設条例</p> <p>(3) 長浜市公共下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>引用条項 現 行：地方自治法第 243 条の 2 第 8 項</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">改正案：地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 8 項</p> <p>【施行日】 公布の日</p>

<p>くらし・経済再生支援・行政デジタル化推進室</p>	<p><b>議案第 21 号 長浜市デジタル化推進基金条例の制定について</b></p> <p>デジタル技術を活用し、市民サービスの利便性向上及び行政運営の効率化を図るため、新たに基金を設置するものです。</p> <p>【基金使途】長浜市 DX（デジタルトランスフォーメーション）推進工程表に示す施策に基づく取組</p> <p>【施行日】公布の日</p> <p>【失効日】令和 9 年 3 月 31 日</p>																		
<p>歴史遺産課</p>	<p><b>議案第 22 号 史跡下坂氏館跡の管理及び公開に関する条例の制定について</b></p> <p>市が史跡下坂氏館跡を適切に保存管理するために必要な措置を講じるとともに、史跡が広く認知されるために公開することを目的として、管理及び公開について定めた条例を新たに制定するものです。</p> <p>【主な内容】</p> <p>(1) 史跡の公開範囲</p> <p>(2) 史跡の管理及び運営に当たり必要な措置</p> <p>(3) 史跡の休館日、観覧時間、観覧料</p> <table border="1" data-bbox="453 909 1388 1424"> <tr> <td data-bbox="453 909 703 1111">休館日</td> <td colspan="3" data-bbox="710 909 1388 1111">(1) 月曜日から金曜日まで。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは除く。 (2) 12 月 1 日から翌年 2 月末日まで。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1115 703 1227">観覧時間</td> <td colspan="3" data-bbox="710 1115 1388 1227">午前 9 時から午後 4 時まで。ただし、入場することができる時間は午後 3 時 30 分まで。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1232 703 1424" rowspan="3">観覧料</td> <td data-bbox="710 1232 986 1326">区分</td> <td data-bbox="992 1232 1174 1326">個人</td> <td data-bbox="1181 1232 1388 1326">団体 (20 名以上)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="710 1330 986 1375">大人（高校生以上）</td> <td data-bbox="992 1330 1174 1375">280 円</td> <td data-bbox="1181 1330 1388 1375">230 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="710 1379 986 1424">小・中学生</td> <td data-bbox="992 1379 1174 1424">140 円</td> <td data-bbox="1181 1379 1388 1424">120 円</td> </tr> </table> <p>【施行日】令和 3 年 4 月 1 日</p>	休館日	(1) 月曜日から金曜日まで。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは除く。 (2) 12 月 1 日から翌年 2 月末日まで。			観覧時間	午前 9 時から午後 4 時まで。ただし、入場することができる時間は午後 3 時 30 分まで。			観覧料	区分	個人	団体 (20 名以上)	大人（高校生以上）	280 円	230 円	小・中学生	140 円	120 円
休館日	(1) 月曜日から金曜日まで。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは除く。 (2) 12 月 1 日から翌年 2 月末日まで。																		
観覧時間	午前 9 時から午後 4 時まで。ただし、入場することができる時間は午後 3 時 30 分まで。																		
観覧料	区分	個人	団体 (20 名以上)																
	大人（高校生以上）	280 円	230 円																
	小・中学生	140 円	120 円																
<p>高齢福祉介護課</p>	<p><b>議案第 23 号 長浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について</b></p> <p><b>議案第 24 号 長浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について</b></p> <p><b>議案第 25 号 長浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について</b></p> <p><b>議案第 26 号 長浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について</b></p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、効果的な介護サービスの提供体制を整備するため従うべき基準等が改正されたこと等に伴い、本市条例の全部を改正するものです。</p>																		

	<p><b>【主な改正内容】</b></p> <p>(1) 各介護サービス事業所に係る人員、設備及び運営等に関する基準 3年に一度広範囲の改正が行われることから、事務の効率化を図るため、国の基準について包括的に規定</p> <p>(2) 市独自基準の追加</p> <p>①申請者の要件に、暴力団排除規定を追加</p> <p>②非常災害対策、地域と連携した訓練の参加及び事業継続のための食料の備蓄等の規定を追加</p> <p>③職員向けに確保すべき研修内容を具体的に明記 (高齢者の人権擁護、虐待防止、認知症ケア、身体的拘束等の適正化等)</p> <p><b>【施行日】</b> 令和3年4月1日</p>												
総務課	<p><b>議案第27号 長浜市公告式条例の一部改正について</b></p> <p>例規等の公布方法について、より広く市民への周知を図るとともに、内部事務を簡略化するため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p><b>【主な改正内容】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正内容</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周知方法の変更</td> <td>市公報に登載</td> <td>市ホームページに掲載 (市公報は廃止)</td> </tr> <tr> <td>規則の公布要件</td> <td>市長の署名</td> <td>市長名の記入</td> </tr> <tr> <td>規程の公布要件</td> <td>市長名の記入及び押印</td> <td>市長名の記入</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【関係条例】</b></p> <p>次の条例について、本条例の改正に伴う所要の改正を行う。</p> <p>(1) 長浜市監査委員条例</p> <p>(2) 長浜市財政状況の作成及び公表に関する条例</p> <p>(3) 長浜市都市公園条例</p> <p><b>【施行日】</b> 令和3年4月1日</p>	改正内容	現行	改正案	周知方法の変更	市公報に登載	市ホームページに掲載 (市公報は廃止)	規則の公布要件	市長の署名	市長名の記入	規程の公布要件	市長名の記入及び押印	市長名の記入
改正内容	現行	改正案											
周知方法の変更	市公報に登載	市ホームページに掲載 (市公報は廃止)											
規則の公布要件	市長の署名	市長名の記入											
規程の公布要件	市長名の記入及び押印	市長名の記入											
行政経営改革課	<p><b>議案第28号 長浜市事務分掌条例の一部改正について</b></p> <p>人口減少時代における持続可能な経営と政策を総動員する組織体制を整えるとともに、デジタル技術の活用による業務の再構築を行うため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p><b>【主な改正内容】</b></p> <p>(1) 総務部の設置（総務部及び総合政策部の統合）</p> <p>(2) デジタル行政推進局の設置</p> <p><b>【施行日】</b> 令和3年4月1日</p>												
人事課	<p><b>議案第29号 長浜市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について</b></p> <p>地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、それぞれの職員の任用形態にあわせた形式で行うことができるようにするため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p><b>【改正内容】</b></p>												

	<p>(1) 服務の宣誓に関する宣誓書の取扱いの簡素化 任命権者等の面前での署名を見直し、宣誓書の提出をもって宣誓とする。</p> <p>(2) 会計年度任用職員に関する例外規定の追加 再度の任用に際する宣誓書の提出を省略</p> <p>【施行日】令和3年4月1日</p>
老人保健施設事務局	<p><b>議案第30号 長浜市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正について</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、介護老人保健施設の職員が感染症患者の介護等の業務に従事した場合における特殊勤務手当の特例を設けるため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>介護老人保健施設の職員が、新型コロナウイルス感染症に対する下記業務に従事した場合の手当の支給規定を新設</p> <p>(1) 感染症患者等の収容区域等での業務 600円/日 (2) 収容区域で感染症に対処する業務等 600円/回 (3) 収容区域で感染症患者等の身体に接触して行う業務等 3,000円/日</p> <p>【施行日】公布の日から施行し、令和3年1月1日から適用</p>
行政経営改革課	<p><b>議案第31号 長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について</b></p> <p>公の施設を取り巻く状況が変化する中、指定管理者の選定に係る事務を簡素かつ効率的なものとするため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 指定管理者選定委員会における審査範囲の見直し 指定管理更新施設について、選定を非公募とした場合に選定委員会開催の省略を可能とする。</p> <p>(2) 指定管理候補者の再選定の範囲の拡大 選定された候補者の辞退等により、指定管理者の指定が不可能となった場合にも申請団体の中から再選定を可能とする。</p> <p>【施行日】令和3年4月1日</p>
総務課	<p><b>議案第32号 長浜市税条例の一部改正について</b></p> <p>固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査等を行う固定資産評価審査委員会について、現委員の任期満了にあわせて審査体制等の見直しを行うため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>委員定数 現行：6人 → 改正案：5人 ※審査体制の見直し：3人ずつの2部会制 → 事件ごとに3人の合議体</p> <p>【施行日】令和3年3月30日</p>
建築課	<p><b>議案第33号 長浜市手数料条例の一部改正について</b></p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行により、建築物エネルギー消費性能適合判定の対象となる建築物の床面積が引き下げられること等に伴い、本市条例の一部を改正するものです。</p>

	<p>【主な改正内容】</p> <p>建築物エネルギー消費性能適合性判定及び検査等の手数料区分の見直し 建築物エネルギー消費性能適合判定手数料（工場以外、標準入力法の場合）</p> <table border="1" data-bbox="469 333 1275 620"> <thead> <tr> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">300㎡以上 2,000㎡未満</td> <td rowspan="2">364,000円</td> <td>300㎡以上 1,000㎡未満</td> <td>292,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡以上 2,000㎡未満</td> <td>364,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行日】令和3年4月1日</p>	現行		改正案		300㎡以上 2,000㎡未満	364,000円	300㎡以上 1,000㎡未満	292,000円	1,000㎡以上 2,000㎡未満	364,000円				
現行		改正案													
300㎡以上 2,000㎡未満	364,000円	300㎡以上 1,000㎡未満	292,000円												
		1,000㎡以上 2,000㎡未満	364,000円												
<p>保険医療課</p>	<p><b>議案第34号 長浜市国民健康保険条例の一部改正について</b></p> <p>令和2年度税制改正により、低未利用土地等の長期譲渡所得に対する特別控除が創設されたことから、国民健康保険料においても同様の措置を講じるため、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されたこと等に伴い、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>低未利用土地等の長期譲渡を行った場合、国民健康保険料の所得割計算時に長期譲渡所得から最大100万円の控除の追加</p> <p>【施行日】公布の日</p>														
<p>人権施策推進課</p>	<p><b>議案第35号 長浜市地域総合センター条例の一部改正について</b></p> <p>木之本文化センターの改修にあわせて、木之本教育集会所の機能をセンター内に統合することに伴い、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1) 施設名称の変更</p> <p>木之本文化センター及び木之本教育集会所の施設名称を、両施設の総称である「木之本総合センター」に改める。</p> <p>(2) 木之本教育集会所を木之本総合センター内に設置</p> <p>(3) 木之本総合センターの各部屋の名称の改正</p> <table border="1" data-bbox="469 1534 1034 1879"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部屋区分</td> <td>部屋区分</td> </tr> <tr> <td>相談保健室</td> <td>調理室</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>相談室</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>教育娯楽室</td> </tr> <tr> <td>階上小会議室</td> <td>会議室</td> </tr> <tr> <td>階上会議室</td> <td>多目的室</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行日】令和3年4月1日</p>	現行	改正案	部屋区分	部屋区分	相談保健室	調理室	会議室	相談室	和室	教育娯楽室	階上小会議室	会議室	階上会議室	多目的室
現行	改正案														
部屋区分	部屋区分														
相談保健室	調理室														
会議室	相談室														
和室	教育娯楽室														
階上小会議室	会議室														
階上会議室	多目的室														
<p>高齢福祉介護課</p>	<p><b>議案第36号 長浜市福祉ステーション条例の一部改正について</b></p> <p>地域福祉の推進を図るため、余呉高齢者福祉センターを近接するやまなみセンター内に移転すること等に伴い、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p>														

	<p>(1) 移転に伴う改正</p> <p>①所在位置の改正</p> <table border="1" data-bbox="469 286 1385 389"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長浜市余呉町中之郷 956 番地 2</td> <td>長浜市余呉町中之郷 2434 番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>②各部屋区分及び使用料の改定</p> <table border="1" data-bbox="469 439 1305 748"> <thead> <tr> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正案</th> </tr> <tr> <th>部屋区分</th> <th>使用料 (時間)</th> <th>部屋区分</th> <th>使用料 (時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室</td> <td>280 円</td> <td>サークル室 1</td> <td>190 円</td> </tr> <tr> <td>教育娯楽室</td> <td>190 円</td> <td>サークル室 2</td> <td>95 円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>190 円</td> <td>活動室</td> <td>95 円</td> </tr> <tr> <td>相談室</td> <td>95 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本市福祉ステーションの施設休館日を施設形態ごとに統一化</p> <table border="1" data-bbox="469 797 1385 1012"> <thead> <tr> <th>高齢者福祉センター</th> <th>デイサービスセンター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日曜日及び土曜日 休日 12月29日から翌年1月3日まで</td> <td>日曜日 休日 12月29日から翌年1月3日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行日】 令和3年4月1日</p>	現行	改正後	長浜市余呉町中之郷 956 番地 2	長浜市余呉町中之郷 2434 番地	現行		改正案		部屋区分	使用料 (時間)	部屋区分	使用料 (時間)	集会室	280 円	サークル室 1	190 円	教育娯楽室	190 円	サークル室 2	95 円	調理室	190 円	活動室	95 円	相談室	95 円			高齢者福祉センター	デイサービスセンター	日曜日及び土曜日 休日 12月29日から翌年1月3日まで	日曜日 休日 12月29日から翌年1月3日まで
現行	改正後																																
長浜市余呉町中之郷 956 番地 2	長浜市余呉町中之郷 2434 番地																																
現行		改正案																															
部屋区分	使用料 (時間)	部屋区分	使用料 (時間)																														
集会室	280 円	サークル室 1	190 円																														
教育娯楽室	190 円	サークル室 2	95 円																														
調理室	190 円	活動室	95 円																														
相談室	95 円																																
高齢者福祉センター	デイサービスセンター																																
日曜日及び土曜日 休日 12月29日から翌年1月3日まで	日曜日 休日 12月29日から翌年1月3日まで																																
<p>高齢福祉介 護課</p>	<p><b>議案第 37 号 長浜市介護保険条例の一部改正について</b></p> <p>本市における第 1 号被保険者の介護保険料について、第 8 期介護保険事業計画 (令和 3 年度～令和 5 年度) に基づき、負担能力に応じた段階設定を行うため、及び介護保険法施行令が一部改正されたことに伴い、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1) 保健福祉事業の改正</p> <p>訪問介護等サービス事業者が行う市内中山間地への事業に対する介護サービス確保対策事業を実施するため、当該事業を保健福祉事業として位置付ける。</p> <p>(2) 第 1 号被保険者の保険料負担割合段階の所得区分の改正</p> <table border="1" data-bbox="469 1541 1404 1886"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 8 段階</td> <td>120 万円以上 200 万円未満</td> <td>120 万円以上 210 万円未満</td> </tr> <tr> <td>第 9 段階</td> <td>200 万円以上 300 万円未満</td> <td>210 万円以上 320 万円未満</td> </tr> <tr> <td>第 10 段階</td> <td>300 万円以上 400 万円未満</td> <td>320 万円以上 400 万円未満</td> </tr> <tr> <td>第 11 段階</td> <td>400 万円以上 500 万円未満</td> <td>400 万円以上 700 万円未満</td> </tr> <tr> <td>第 12 段階</td> <td>500 万円以上 600 万円未満</td> <td>700 万円以上 1,000 万円未満</td> </tr> <tr> <td>第 13 段階</td> <td>600 万円以上</td> <td>1,000 万円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行日】 令和 3 年 4 月 1 日</p>	段階	現行	改正案	第 8 段階	120 万円以上 200 万円未満	120 万円以上 210 万円未満	第 9 段階	200 万円以上 300 万円未満	210 万円以上 320 万円未満	第 10 段階	300 万円以上 400 万円未満	320 万円以上 400 万円未満	第 11 段階	400 万円以上 500 万円未満	400 万円以上 700 万円未満	第 12 段階	500 万円以上 600 万円未満	700 万円以上 1,000 万円未満	第 13 段階	600 万円以上	1,000 万円以上											
段階	現行	改正案																															
第 8 段階	120 万円以上 200 万円未満	120 万円以上 210 万円未満																															
第 9 段階	200 万円以上 300 万円未満	210 万円以上 320 万円未満																															
第 10 段階	300 万円以上 400 万円未満	320 万円以上 400 万円未満																															
第 11 段階	400 万円以上 500 万円未満	400 万円以上 700 万円未満																															
第 12 段階	500 万円以上 600 万円未満	700 万円以上 1,000 万円未満																															
第 13 段階	600 万円以上	1,000 万円以上																															
<p>下水道施設 課</p>	<p><b>議案第 38 号 長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について</b></p> <p>長浜市下水道ビジョンに基づき、公共下水道に接続した農業集落排水処理施設の用途を廃止するため、本市条例の一部を改正するものです。</p>																																

	<p>【改正内容】</p> <p>廃止する施設：美浜地区農業集落排水処理施設</p> <p>【施行日】令和3年6月1日</p>						
子育て支援課	<p><b>議案第39号 長浜市児童文化施設条例の一部改正について</b></p> <p>長浜市児童文化センター（サンサンランド）の休館日について、小学校の一斉下校日との関連等から市民の利便性向上を図るため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>休館日 現行：水曜日 → 改正案：月曜日</p> <p>【施行日】令和3年4月1日</p>						
長浜病院総務課	<p><b>議案第40号 長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について</b></p> <p>平成29年度に策定した病棟改修基本方針に基づき、市立長浜病院の病棟機能強化の充実を図るために余剰病床を用途変更し、安心して療養できる環境を整備するため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <table border="1" data-bbox="437 909 1157 1043"> <thead> <tr> <th>改正内容</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般病床数</td> <td>483床</td> <td>462床 (△21床)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行日】令和3年4月1日</p>	改正内容	現行	改正案	一般病床数	483床	462床 (△21床)
改正内容	現行	改正案					
一般病床数	483床	462床 (△21床)					
幼児課	<p><b>議案第41号 長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について</b></p> <p>子ども・子育て支援法の規定に基づき、条例で定める事項の基準となる内閣府令が改正されたことから、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>特定地域型保育事業者による卒園後の受皿の提供に係る連携施設の確保義務の緩和要件の追加</p> <p>【施行日】令和3年4月1日</p>						
幼児課	<p><b>議案第42号 長浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</b></p> <p>児童福祉法の規定に基づき、条例で定める事項の基準となる厚生労働省令が改正されたことから、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1) 家庭的保育事業者による卒園後の受皿の提供に係る連携施設の確保義務の緩和要件の追加</p> <p>(2) 居宅訪問型保育対象範囲の拡大</p> <p>【施行日】令和3年4月1日</p>						

その他の事件関係

所管課	内 容
契約検査課 （道路河川課）	<p><b>議案第 43 号 工事請負契約の変更について</b></p> <p>橋梁（寿橋）補修工事の契約金額を増額する変更契約を締結するものです。</p> <p>変更前：231,605,000 円</p> <p>変更後：241,481,900 円</p> <p>※工事内容の変更に伴う契約金額の増額</p>
スポーツ振興課	<p><b>議案第 44 号 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について</b></p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、平成 30 年議案第 158 号で議決を得て指定した浅井地区スポーツ施設の指定管理者の指定に係る議決事項を変更することについて、議会の議決を求めるものです。</p> <p>【変更事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定期間の変更</li> </ul> <p>変更前：平成 31 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで</p> <p>変更後：平成 31 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで</p>
スポーツ振興課	<p><b>議案第 45 号 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について</b></p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、平成 30 年議案第 159 号で議決を得て指定した神照運動公園の指定管理者の指定に係る議決事項を変更することについて、議会の議決を求めるものです。</p> <p>【変更事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定期間の変更</li> </ul> <p>変更前：平成 31 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで</p> <p>変更後：平成 31 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで</p>
スポーツ振興課	<p><b>議案第 46 号 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について</b></p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、平成 30 年議案第 160 号で議決を得て指定した長浜市民体育館等の指定管理者の指定に係る議決事項を変更することについて、議会の議決を求めるものです。</p> <p>【変更事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定期間の変更</li> </ul> <p>変更前：平成 31 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで</p> <p>変更後：平成 31 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで</p>
スポーツ振興課	<p><b>議案第 47 号 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について</b></p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、令和元年議案第 134 号で議決を得て指定した長浜伊香ツインアリーナの指定管理者の指定に係る議決事項を変更することについて、議会の議決を求めるものです。</p> <p>【変更事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定期間の変更</li> </ul> <p>変更前：令和 2 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで</p> <p>変更後：令和 2 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで</p>

<p>高齢福祉介 護課</p>	<p><b>議案第 48 号 第 8 期ゴールドプランながはま 21(長浜市高齢者保健福祉計画及び長浜市介護保険事業計画)の策定につき議会の議決を求めることについて</b></p> <p>第 8 期ゴールドプランながはま 21 (長浜市高齢者保健福祉計画及び長浜市介護保険事業計画) を策定するにあたり、長浜市議会の議決すべき事件等に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。</p>
---------------------	---

報告関係

<p>・指定専決処分した事項について (報告)</p> <p>    地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく指定専決処分の報告</p> <p>    訴えの提起 1 件</p> <p>    損害賠償の額を定めることについて 1 件</p> <p>        内訳：市道の管理瑕疵による物損事故 (1 件)</p> <p>・令和 3 年度徴収計画について</p> <p>・令和 3 年度徴収計画について (病院事業)</p>
---

# 第11号 令和2年度長浜市一般会計補正予算(第12号)の概要

## 一般会計

(単位:千円)

区 分	予算額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	71,314,208	23,938,820	3,977,500	3,189,459	40,208,429
<b>3月補正予算額(第12号)</b>	<b>1,571,552</b>	<b>2,136,523</b>	<b>255,000</b>	<b>▲ 338,263</b>	<b>▲ 481,708</b>
					市税: ▲161,000 普通交付税: 646,798 ふるさと寄附金: ▲80,000 財政調整基金: ▲1,500,000 減債基金: ▲375,831 前年度繰越金: 828,325 減収補填債: 160,000
補正後予算額	72,885,760	26,075,343	4,232,500	2,851,196	39,726,721

### 1. 補助採択等によるもの

**329,343**

○担い手支援事業	担い手確保・経営強化支援事業補助金	88,200【県】88,200
○土地改良事業	ため池耐震診断調査業務	16,000【県】15,000
○林道治山整備事業	林道災害復旧工事	6,500【県】1,750
○田村駅周辺整備事業	暗渠工事及び実施設計業務	105,700【国】91,200
○地籍調査事業	地籍測量業務等	11,943【県】7,888
○舗装修繕事業	市道舗装修繕工事の追加	41,000【国】18,400
○橋梁長寿命化事業	橋梁補修詳細設計業務	35,000【国】18,260
○地域整備事業	市道舗装修繕工事	25,000【国】12,500
		【基金】12,500

### 2. 決算見込みに合わせた補正

**▲ 180,565**

○基金への積立	地域の元気づくり基金積立金	200,000
	まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金積立金	200,000
	公共施設等保全整備基金積立金	400,000
	教育施設整備基金積立金	200,000
	地域福祉基金積立金	300,000
	基金利子の積立(15基金)	37,530【その他】37,530
	ふるさと寄附金の積立(5基金)	87,439【その他】86,000
	企業版ふるさと納税の積立(1基金)	10,000【その他】10,000
○国県支出金の増減や契約差金等に伴う事業費の減額・財源更正		▲ 1,615,534【国】1,899,710
		【県】▲60,135
		【市債】▲60,200
		【基金】▲399,766
		【その他】▲105,127

### 3. その他の予算措置

**1,422,774**

○人事管理事務経費	公務災害に伴う休業補償等	6,907
○公有財産管理事務経費	デジタル化推進基金積立金	600,000
○湖北野鳥センター管理運営事業	空調機器改修工事	4,000
○浅井支所等管理経費	トイレ改修工事	26,000
○虎姫支所等管理経費	雨漏れ改修工事等	23,000
○湖北支所等管理経費	消防設備改修工事	10,500
○高月支所等管理経費	冷暖房設備設置及び給水加圧ポンプ修繕	47,200
○地域医療推進事業	診療所感染症対策改修工事	19,000【国】19,000
○救急医療体制運営事業	休日急患診療所特別会計への繰出金	12,738
○小児医療体制整備事業	地域医療連携学総合講座に対する寄附金	20,000【基金】20,000
○病院事業会計負担金	病院事業に対する負担金の追加及び出資金の減額	50,143
○保健衛生総務管理事務経費	新型コロナウイルスに立ち向かう医療従事者を 応援する基金積立金の追加	600【その他】600
○老人保健施設事業会計負担金	老人保健施設事業に対する負担金の追加	72
○有害鳥獣対策事業	有害鳥獣捕獲等報償金の追加	44,490【県】24,750
○県営道路事業負担金	県営道路事業に対する負担金の追加	4,342

○南田附神前線整備事業	物件移転補償及び道路改良工事	235,746	【市債】223,900
○河川改良事業	護岸改修工事	91,300	【市債】91,300
○急傾斜地崩壊対策事業	県営急傾斜地崩壊対策事業に対する負担金の追加	10,052	
○市営住宅管理事業	市営住宅解体工事	11,500	
○農業集落排水事業特別会計繰出金	決算見込みによる整理に伴う繰出金の追加	1,129	
○公共下水道事業会計負担金	決算見込みによる整理に伴う負担金等の追加	164,355	
○北部振興局管理経費	北部振興局庁舎改修工事等	8,000	
○保育所管理運営事業	防水修繕（1園）	7,000	
○認定こども園園舎等維持管理経費	防水修繕（2園）	14,700	
○小学校校舎等維持管理経費	防水修繕（2校）	10,000	

## ■繰越明許費

○湖北野鳥センター管理運営事業	空調機器改修工事	4,000	市民生活部環境保全課
○浅井支所等管理経費	トイレ改修工事	26,000	市民生活部浅井支所
○虎姫支所等管理経費	雨漏れ改修工事等	23,000	市民生活部虎姫支所
○湖北支所等管理経費	消防設備改修工事	10,500	市民生活部湖北支所
○高月支所等管理経費	冷暖房設備設置及び給水加圧ポンプ修繕	47,200	市民生活部高月支所
○地域医療推進事業	診療所感染症対策改修工事	19,000	健康福祉部地域医療課
○担い手支援事業	担い手確保・経営強化支援事業補助	88,200	産業観光部農業振興課
○土地改良事業	ため池耐震診断調査業務	16,000	産業観光部森林田園整備課
○林道治山整備事業	林道路肩復旧工事、林道災害復旧工事、林道開設工事	38,000	産業観光部森林田園整備課
○田村駅周辺整備事業	暗渠工事及び実施設計業務	105,700	都市建設部都市計画課
○豊公園再整備事業	豊公園再整備工事	44,125	都市建設部都市計画課
○地福寺神照線整備事業	物件移転補償及び街路用地購入等	237,244	都市建設部都市計画課
○地籍調査事業	地籍測量業務等	11,943	都市建設部道路河川課
○南田附神前線整備事業	物件移転補償及び道路改良工事	343,435	都市建設部道路河川課
○舗装修繕事業	市道舗装修繕工事の追加	51,000	都市建設部道路河川課
○木之本線整備事業	道路改良工事	66,000	都市建設部道路河川課
○橋梁長寿命化事業	橋梁補修詳細設計業務及び補修工事	82,856	都市建設部道路河川課
○河川改良事業	護岸改修工事	91,300	都市建設部道路河川課
○急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地測量設計業務等	14,835	都市建設部道路河川課
○市営住宅管理事業	市営住宅解体工事	11,500	都市建設部住宅課
○北部振興局管理経費	北部振興局庁舎改修工事等	8,000	北部振興局地域振興課
○地域整備事業	市道舗装修繕工事等	114,949	北部振興局建設課丹生ダム対策室
○保育所管理運営事業	防水修繕（1園）	7,000	教育委員会事務局教育総務課
○認定こども園園舎等維持管理経費	防水修繕（2園）	14,700	教育委員会事務局教育総務課
○小学校校舎等維持管理経費	防水修繕（2校）	10,000	教育委員会事務局教育総務課

## ■債務負担行為

○長浜市民体育館等指定管理料(追加分)(R8)		15,426	市民協働部スポーツ振興課
○神照運動公園指定管理料(追加分)(R8)		23,122	市民協働部スポーツ振興課
○浅井地区スポーツ施設指定管理料(追加分)(R8)		25,005	市民協働部スポーツ振興課
○長浜伊香ツインアリーナ指定管理料(追加分)(R8)		46,600	市民協働部スポーツ振興課

## 特別会計

第12号 長浜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	保険給付費の追加、決算見込みによる減額等	472,796
第13号 長浜市国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第4号)	決算見込みによる基金積立及び財源更正	896
第14号 長浜市介護保険特別会計補正予算(第3号)	決算見込みによる基金積立及び減額等	▲ 12,229
第15号 長浜市休日急患診療所特別会計補正予算(第2号)	決算見込みによる減額等	▲ 2,642
第16号 長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	決算見込みによる減額等	▲ 42,946

## 企業会計

第17号 長浜市病院事業会計補正予算(第4号)	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金、一般会計負担金及び出資金の精算、決算整理	28,945
第18号 長浜市老人保健施設事業会計補正予算(第2号)	一般会計負担金等の精算、財源更正	0
第19号 長浜市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	一般会計負担金等の精算、決算整理	34,512